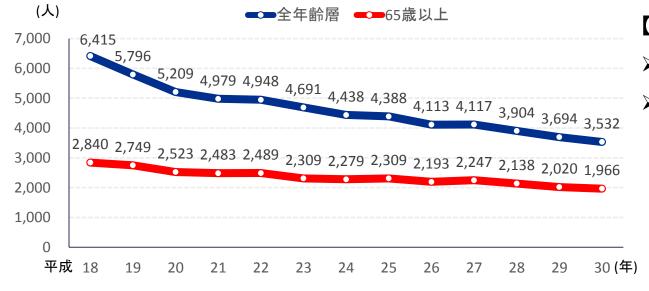
# 自動運転の実現に向けた警察の取組について

平 成 3 1 年 2 月 6 日 警察庁交通局交通企画課 自 動 運 転 企 画 室 長 杉 俊 弘

## 日本における交通事故の発生状況



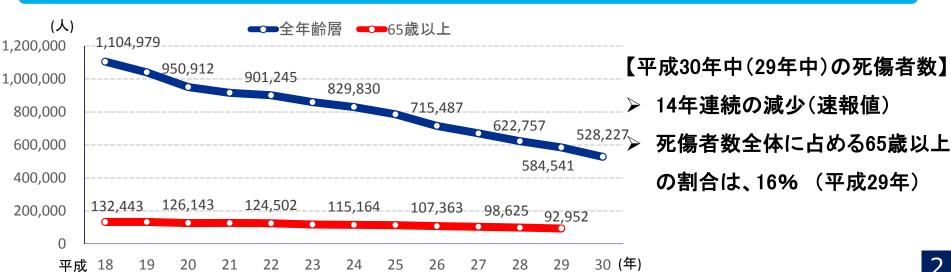


【平成30年中の死者数】

- 昭和23年以降で最少
- 死者数全体に占める 65歳以上の割合は、56%

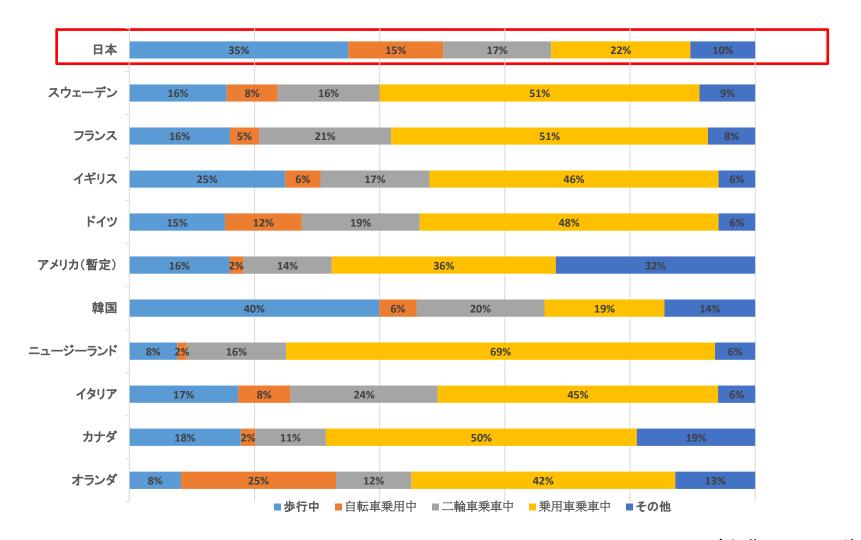
注:死者数= 交通事故発生から24時間 以内に死亡した人数

## 死傷者数の推移



# ■日本における交通事故の発生状況

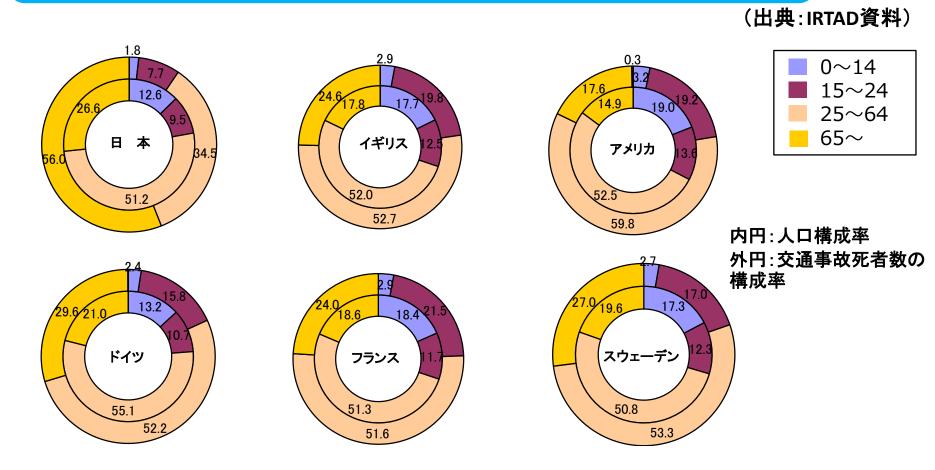
## 状態別交通事故死者数の構成率(2016年)



(出典:IRTAD資料)

# ■ 日本における交通事故の発生状況

## 年齢層別交通事故死者数の構成率と人口構成率(2015年)



※ 死者数は、事故発生後30日以内の死者数

# ■ 第10次交通安全基本計画(平成28年~32年の5か年計画)

# 計画の基本理念

先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組む

交通事故のない社会の実現、世界をリードする交通安全社会を目指す

# 道路交通の安全

## 【目標】

- ① 24時間死者数を2,500人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。 (※30日以内死者数約3,000人)
- ② 死傷者数を50万人以下にする。

## 【対策】

世界一安全な道路交通を実現していくためには、これまでの対策の深化とともに、交通安全に資する先端技術や情報の活用を一層促進

出典:中央交通安全対策会議資料

# ■ 自動運転の実現に向けた警察の取組

## 取組の姿勢

自動運転技術については、将来における交通事故の削減、渋滞の緩和等に不可欠な技術になると考えられており、警察としても、その進展を支援する観点から各種取組を実施している。

## 具体的な取組

- ■公道実証実験の環境整備
- 交通ルールの在り方の検討
- ■国際的な議論への参画
- 自動運転システムの実用化に向けた研究開発

# ■ 公道実証実験の環境整備(ガイドライン)

## ■平成28年5月

## 「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」を策定・公表

運転者が実験車両の運転者席に乗車し、緊急時に必要な操作を行うことができることなど、 特段の許可や届出なしに実施可能な公道実証実験の対象を明確化



全国各地で公道実証実験

## ガイドラインに基づく公道実証実験

## <留意点>

- 〇 車両が道路運送車両の保安基準の規定に適合
- 〇 運転者が運転者席に乗車して、周囲の状況等を常に監視し、緊急時等に安全確保 のため操作
- 〇 関係法令の遵守

## 運転者:運転者席乗車のテストドライバー



- 運転者の義務、責任を負うことを認識する必要
- 緊急時に必要な操作を行う必要

# ■ 公道実証実験の環境整備(遠隔型の道路使用許可基準)

## ■平成29年6月

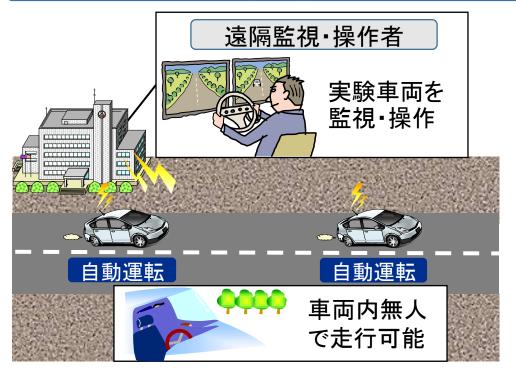
「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する 取扱いの基準」を策定・公表

実験車両の運転者席に乗車しない者が監視・操作を行う遠隔型自動運転の公道実証実験を、道路交通法第77条の道路使用許可を受けることにより実施可能とするため、制度を変更



1都3県で公道実証実験

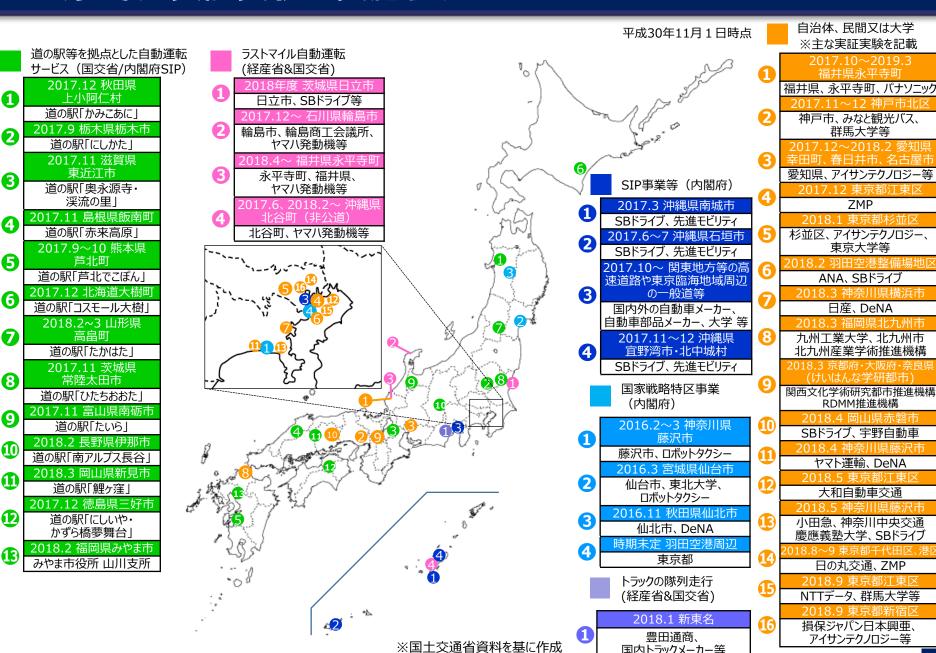
## 公道実証実験イメージ



#### <留意点>

- 〇 道路運送車両の保安基準に適合
- 遠隔監視者等が映像等で周囲の 状況、車両内を確認可能
- 〇 実験車両の種類に応じた運転免 許の保有
- 1対N型(1名の遠隔監視・操作者 が複数台の実験車両を走行させる) を排除せず

# (参考)実証実験の実施状況



国内トラックメーカー等

# ■(参考)実験車両

#### バスタイプ

#### 先進モビリティ株式会社



「レベル4」(専用空間) + 「レベル2」(混在交通(公道)) 「路車連携型」技術

GPSと磁気マーカ及びジャイロセンサにより自車位置を特定して、既定のルートを走行

定員: 20人

速度<sup>※</sup> 35 km/h 程度

(最大40 km/h)

#### 乗用車タイプ

#### ①ヤマ八発動機株式会社



「レベル4」(専用空間) + 「レベル2」(混在交通(公道))

「路車連携型」技術

埋設された電磁誘導線からの 磁力を感知して、既定ルートを キー

走行

定員:7人

速度: 自動時 ~12km/h 程度

手動時 20 km/h未満

#### ②アイサンテクノロジー株式会社



「レベル4」(専用空間) + 「レベル2」(混在交通(公道))

#### 「車両自律型」技術

事前に作製した高精度3次元 地図を用い、LiDAR(光を用い たレーダー)で周囲を検知しな がら規定ルートを走行

定員: 4人

速度<sup>※</sup> 40km/h 程度

(最大50 km/h)

※速度は走行する道路に応じた制限速度に適応

GPS: Global Positioning System, 全地球測位システム

(国土交通省資料を基に作成)

# ■ 交通ルールの在り方の検討

道路交通法(昭和35年法律第105号)

⇒ 必ずしも自動運転システムを想定していない

第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

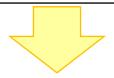
- ◆SAEレベル1・2
  - ⇒道路交通法上可能
    - ※LKAS・ACC等の運転支援システムは実用化済
- ◆SAEレベル3以上
  - ⇒自動運転システムとの関係について整理が必要

# ■ 交通ルールの在り方の検討

## 【政府目標】

### 「自動運転に係る制度整備大綱」 (H30.4.17 IT戦略本部等決定)

2020年から2025年頃の、高速道路での自動運転(SAEレベル3)、限定地域での無人自動運転サービス(SAEレベル4)及びトラックの隊列走行等の実現を想定した交通ルールの検討を行う。



## 【警察庁の対応】

「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」の設置(平成30年5月)

道路交通法の在り方に関する検討WGの開催 6回開催 (学識者等6名ほか) 平成30年12月中に委員会で取りまとめ・公表 新技術・新サービスに関する検討WGの開催 5回開催(予定) (学識者等6名ほか) 本年度中に委員会で取りまとめ・公表(予定)

- 〇 条件付き自動運転(レベル3)
  - 自動運転を使用する運転者の義務の在り方
  - 自動運転車の走行中のデータ保存
  - 自動運転中の道路交通法違反の考え方
  - ・自動運転中の車両であることの外観表示の要否

- 〇 トラックの隊列走行
  - ・ 現行の牽引を基準にしたいわゆる「電子牽引(仮称)」で隊 列走行を行う場合の走行速度や走行車線等
- 〇 無人自動運転移動サービス(レベル4)
  - ・ 当面は、遠隔型自動運転システムの実証実験の枠組みを 事業化の際にも利用可能

## 交通ルールの在り方の検討

#### 道路交通法改正試案(抄)

- 1 自動車の自動運転の技術の実用化に対応するための規定の整備
  - (1) **自動運行装置(仮称)の定義等に関する規定の整備** 自動運転システムを、自動運行装置として新たに定義 同装置を使用して自動車を用いる行為は法上の運転
  - (2) 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関する規定の整備
    - 一定の条件を満たさない自動運行装置を使用した運転を禁止
    - 一定の条件を満たさなくなった場合に直ちに適切に対処することができる態勢でいるなどの場合、法第71条第5号の5(※)の規定の適用は受けない
  - (3) 作動状態記録装置(仮称)による記録等に関する規定の整備

作動状態記録装置を備えていない状態等での運転を禁止

同装置により記録された情報を保存することを義務付ける

警察官は、整備不良車両に該当すると認められる自動車の運転者に対し、記録された情報の開示を求め、当該自動車製作者等に対し、当該情報を判読するための必要な措置を求めることができる

2 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備

(略)

3 その他

(略)

# ■ 交通ルールの在り方の検討

#### 自動運転システムを使用する運転者の義務の在り方

#### 【前提となる自動運転システムの要件】※当該要件を満たすことが法制度上確保されたもの

- ① ODD内では、交通ルールに関する法令を遵守した運転制御を行う。
- ② ODD外となることや自動運転車の故障により自動運転の継続が困難とシステムが判断した場合に、運転操作の引継ぎを求めるため、運転者が確実に認知可能な「警告」を発する。

#### 【道路交通法上の運転者の義務(現行)】

#### A 運転操作に係る義務

- 安全運転義務
- 制限速度遵守義務
- 信号等遵守義務
- 車間距離保持義務 等

#### B 運転操作以外に係る義務

#### B-1) Aの安定した履行を確保するための義務

- 無線通話装置 (例:携帯電話)の保持 による通話の禁止
- 画像表示用装置(例: カーナビ)の注視の禁

#### (・) 飲酒運転の禁止 等

#### B-2) その他の義務

・ 事故時の救護義務

• 運転免許証提示義務

故障時の停止表示 器材表示義務 等

#### 【自動運転中の運転者の義務】

要件①を満たすシステムは、 ODD内で自動運転中は、義務A を自動的に履行

システムを適切に使用することにより、義 務Aの履行が可能に(運転者は引き続き 義務Aを負う)

システムを適切に使用することにより、従来義務Aの履行に必要とされた運転者 自身による常時監視や運転操作は不要 となるため、保持通話及び画像注視の禁止を解除

運転者自身が運転操作を引き継ぐ可能 性は常にあるため、引き続き禁止

システムが担う動的運転タスク以外の義務であるため、引き続き義務付け

- ※ システムの使用はODD内に限る必要。
- ※ ODD内で自動運転中は、少なくとも、「警告」を認知することができる注意を払い、警告時にシステムの使用を中止して自らの運転操作に切り替えられる態勢を保持することが必要。

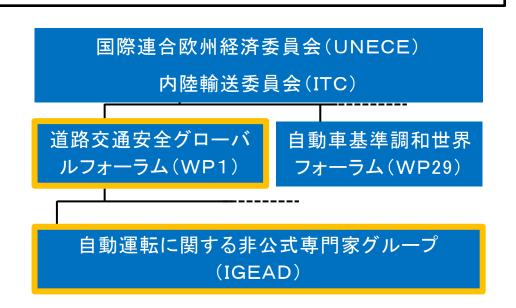
## ■ 国際的な議論への参画

#### 道路交通に関する条約(ジュネーブ条約・1949年)

#### 第8条第1項

一単位として運行されている車両又は連結車両には、それぞれ<u>運転者がいなければならない</u>。

- □ 平成28年からWP1の正式メンバー
- □ IGEADに平成27年の発足当初から参加
- □ 平成30年9月 第77回WP1会合
- → 「道路交通における高度・完全自動運 転の展開に係るWP1決議」(非拘束文 書)の採択



#### 同決議(抜粋)

#### Ⅱ. 射程

#### 本決議は、

- (a) 道路交通における高度・完全自動運転車両の安全な展開について、道路交通安全、モビリティ及び社会経済の発展を進展させるために、ジュネーヴ条約及びウィーン条約の締約国を導くことを意図するものであり、
- (b) ジュネーヴ条約及びウィーン条約の道路交通安全の原則を支援する補足的な勧告を、道路交通における高度・完全自動運転車両の安全で世界的な展開を促進するために提供するものであり、(以下略)

# ■ 自動運転システムの実用化に向けた研究開発

## 背景

- 〇 国内外において完全自動運転を視野に入れた技術開発が進展
- 自動運転システムを一層、安全・円滑に機能させるためには、 信号情報等をリアルタイムに車両が認識するためのインフラ整備が必要

## SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)

- 平成26年5月、府省の枠にとらわれず、社会的な課題解決の鍵となる技術の開発 を推進するプログラムとして、SIPを創設
- 〇 「自動走行システム」は、SIPの研究開発の対象となる課題の一つ



警察庁においても、平成26年度以降、SIPに基づき 自動運転システムの実用化に向けた研究開発を推進

# ■ 自動運転システムの実用化に向けた研究開発

■ 信号情報提供技術の確立



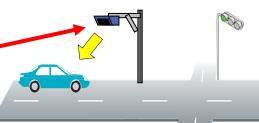
自動車に高精度な信号情報を提供する路側システムの技術開発



## 検討事項



#### 光ビーコン





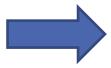
ITS無線路側機 (700MHz帯無線機)



#### 光ビーコンから提供される情報

- 交通情報(渋滞•旅行時間)
- ・ 光ビーコン通過時に交通管制センターが配信する信号情報等

光ビーコンでは、一部の頻繁に信号秒数が変わる交差点や感応式交差点等の信号機について、精度の高い信号情報を提供できない



#### ITS無線路側機から提供される情報

- ・ 右折先のセンサー感知情報
- 信号制御機で作成される リアルタイムの信号情報等

700MHz帯無線通信を活用することにより、安定的で精度の高い信号情報の提供を実現する

H28年度: モデルシステムの整備、H29年度: 効果検証

H30年度: ITS無線路側機と信号制御機の一体化に関する検討

- 自動運転システムの実用化に向けた研究開発
- 車両・歩行者等検知情報提供技術の確立

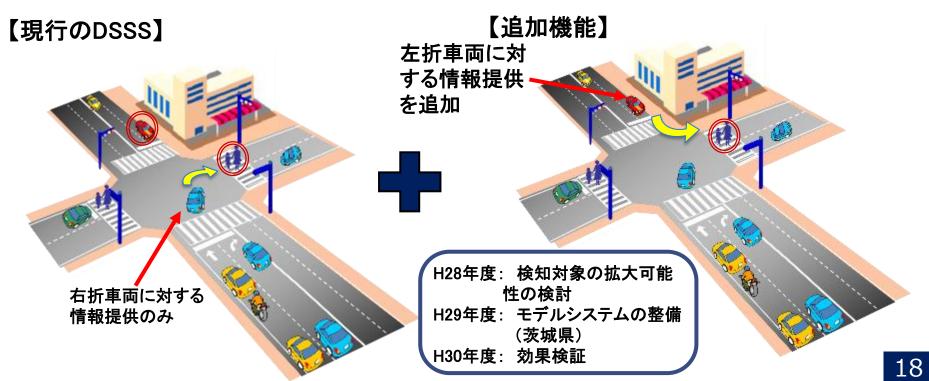
#### 目 的

路側機から車両に対し、見通し外も含めた周囲の状況 (車両・歩行者等の有無)を700MHz帯無線通信を活用し 提供するシステムの技術開発



#### 検討事項

右折時の対向直進車及び右折先歩行者検知情報のみ → 左折時の左折先歩行者検知情報を追加



# 自動運転の概要 ~自動運転システムのレベル~

	SAEレベル	概要	
	レベル 1	・システムが前後・左右のいずれかの運転操作を支援	・LKAS、ACC等は既に 実用化
	レベル 2	・システムが前後・左右の両方の運転操作を支援	2020年十五1-
,	レベル 3	・システムが全ての運転制御を実施 (限定された運行設計領域(以下「ODD」という。)内) ・作動継続が困難な場合、運転者はシステムの介入 要求に対して適切に応答することが期待される	<ul><li>・2020年までに 高速道路でのレベル3 の実現</li><li>・2020年までに 限定地域での無人自 動運転移動サービス</li></ul>
	レベル4	<ul><li>・システムが全ての運転制御を実施 (限定されたODD内)</li><li>・作動継続が困難な場合においても、運転者が応答することは期待されない</li></ul>	の実現 (当面は遠隔型実験の 枠組みを事業化でも利 用可) ・2025年目途で
	レベル 5	・領域の限定なく、システムが全ての運転制御を実 施(ODDに限定なし)	高速道路でのレベル4 の実現

**XSAE:** Society of Automotive Engineers

ODD: Operational Design Domain